三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県下伊那郡阿南町字富草二四四七の一から二四四七の三まで、二四四八の一から二四四八の三まで、二四四九の一から二四四九の三まで、二四五〇の二、二四五〇の三、二四五一の二、二四五一の三、二四五二の二、二四五八の一から二四五八の三まで、二四五九、二四六四の一から二四六四の三まで、二四六五の一、二四六五の二、二四六六の一、二四六六の二、二四六九の一、二四六九の二、二五〇〇の一、二五〇〇の二、二五五一、二五五二、字東條一五一三の一、一五一四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県下伊那郡下條村睦沢二七〇の一、四二七、七七七七の八三、七八二三の一、七八二三の二、七八八一、七八八二、八〇〇九の一、八〇一〇の一、陽皐四三九九の五、四三九九の六、四四二四の一、四四二四の二、四四二四の一、四六一四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
睦沢二七〇の一、八〇一〇の一、陽皐四三九九の五、四三九九の六、四四二四の一、四六一四
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び下條村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県松本市中川字南沢七九四四の二、反町字長ノ尾一〇四八の二〇四、大字中山字唐溝四五二六のイ、四五二七、四五二八の四、大字里山辺字アタラ沢六八九の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県大町市美麻字大山二一五〇二の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県長野市鬼無里字原八四〇二の夕、戸隠祖山字横川六三二九、六三三〇、字藏ヶ川六三三九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字原八四〇二の夕（次の図に示す部分に限る。）、字横川六三二九、六三三〇、字藏ヶ川六三三九
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
山梨県南巨摩郡早川町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
早川町（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。